

# 公共交通に関する取組経緯と 今後の取組みの方向性について

令和2年（2020年）10月29日  
能勢町



能勢PR キャラクター  
「お浄・るりりん (アマビエver)」

# 1. 公共交通に関するこれまでの取組み経緯

- 能勢町では、現在、公共交通として路線バス（阪急バス）および代替バス（阪急バス）、公共交通空白地有償運送、福祉有償運送のサービスがあり、鉄道駅など町外への連絡は路線バス（代替バス含む）、町内の公共施設等の連絡は公共交通空白地有償運送等による公共交通システムが構築されている。

## ●公共交通に関する取組みの主な経緯

平成9年(1997年)	デマンドバス(阪急バス)が廃止され、路線およびダイヤを見直し 宿野線(宿野～豊中センター、宿野～杉原)が新設され、当該路線維持の助成に関する覚書を町と阪急バスで締結
平成11年(1999年)	町営福祉バス運行開始(利用対象者:60歳以上または障がい者)
平成15年(2003年)	・主に東地区を運行する京都交通バスが撤退阪急バスによる代替運行を開始(吉川～奥田橋、吉川～今西)し、阪急バスと代替バス運行に関する覚書・協定書を締結(赤字補填の助成) ・町営福祉バスの利用者制限を撤廃
平成17年(2005年)	・能勢町福祉バス運行体系の見直し ・能勢町福祉有償運送制度を開始
平成19年(2007年)	町営福祉バスを廃止し、能勢町過疎地有償運送制度(現:公共交通空白地有償運送)を開始
平成21年(2009年)	妙見口能勢線の一部区間の運行を廃止
平成24年(2012年)	妙見口能勢線の運行経路およびダイヤを一部見直し
平成28年(2016年)4月	能勢小・中学校が開校し、スクールバスの運行を開始
平成29年(2017年)4月	西能勢線の一部区間の運行を廃止(杉原系統)
平成30年(2018年)10月	西能勢線のダイヤを一部見直し(減便)
平成31年(2019年)3月～	「能勢町内の路線バスの運行について」阪急バスより協議の申し出 ・西能勢線及び妙見口能勢線を対象に、路線のあり方・維持の手法、運行頻度、路線補助金について ・以降、阪急バスと減便の実施時期について協議
令和2年(2020年)4月	能勢町地域公共交通会議の設置

## 2. 今後の取組みの方向性

### ■ 能勢町における公共交通の目指すべき姿の基本的な考え方（案）

- 今後も持続可能な公共交通のあり方を検討するにあたっては、各交通モード単独で利便性や生産性の向上を図るのではなく、各交通モードで役割分担を行いながら、全体的に連携強化を図る必要がある。
- このような考え方のもと、能勢町の公共交通について、現在の運行状況や役割を踏まえ、「基幹交通」、「地域交通」に機能分類し、階層的なネットワークの構築を目指すものとする。
- 公共交通網の基本的な考え方を踏まえた公共交通ネットワークの構築を目指すべく検討を行うものとする。

### ●各交通モードの整理（概要・適用イメージ）

		道路運送法 〔旅客自動車運送 事業の種類等〕	主な 運行主体	概要	適用イメージ
路線バス		第4条 許可 一般乗合旅客 自動車運送事業	一般乗合 旅客自動車 運送事業者	バス事業者が運営し、定時定路線で運行。本町では、主に町外の鉄道駅の拠点を結ぶ路線を運行。	人口密度が高く、需要が見込まれる地区で有効、効率的な運行が可能。
コミュニティバス		第4条 許可 一般乗合旅客 自動車運送事業	一般乗合 旅客自動車 運送事業者	地域住民の利便性向上等のため一定地域内を運行するバスで、車両使用、運賃、タイヤ、バス停位置等を工夫したバスサービス。	路線バスが運行されていない交通空白地や採算性の問題で路線バスが運行できなくなった地域で導入。
乗合タクシー (デマンド交通含む)		第4条 許可 一般乗合旅客 自動車運送事業	一般乗合 旅客自動車 運送事業者	乗合バスとタクシーの中間的な役割を果たすものであり、車両定員11人未満の車両（ワンボックスカーやセダン型車両）を利用。 また、地域の需要に応じて、定時定路線型でなく予約等に基づいて運行を行うデマンド型交通（DRT：Demand Responsive Transport）の導入もある。	バス車両の通れない地域へも入り込みやすく、自宅近くでの停留所の設置や「ドアtoドア」の運行が可能。
タクシー (一部運賃補助)		第4条 許可 一般乗用旅客 自動車運送事業	一般乗用 旅客自動車 運送事業者	車両定員11人未満の車両を使用して、「貸切」で運行するもので、不特定多数の人が「乗り合う（乗合）」ことはできない。	路線バスが運行できないエリアを対象に、利用者の希望に応じた「ドアtoドア」のきめ細やかな輸送を行う事が可能。
自家用 有償運送	公共交通 空白地有償運送	第78条 登録 自家用有償 旅客運送事業	NPO法人 ・地域組織等	NPO法人等が過疎地域その他類似地域にて、NPO法人等の会員に対して行う輸送サービス。	路線バスやタクシー等公共交通機関では十分な輸送が確保できない地域において導入。
	福祉有償運送	第78条 登録 自家用有償 旅客運送事業	NPO法人 ・地域組織等	NPO法人等が、公共交通の利用が困難な高齢者等の通院・レジャー等のためにそのNPO法人等の会員として加入している一定の範囲の者に対して行う輸送サービス。個別輸送が原則。	公共交通の利用が困難な高齢者等に対する輸送サービスであり、公共交通（乗合交通）ではなく、福祉交通（福祉施策）の位置づけで導入するケースが多い。
スクールバス		第43条 許可 特定旅客 自動車運送事業	特定 旅客自動車 運送事業者	小中学生等の通学手段の確保を目的として運行されるものだが、交通事業者によるサービス提供がされていない地域では、一般住民の移動手段として活用している例もある。	登下校時間帯に運行するスクールバスを一般住民も利用できる「混乗化」のほか、登下校時間帯以外の空き時間にコミュニティバスとして活用する等も考えられる。
道路運送法上の 許可・登録を要しない輸送		該当 しない	NPO法人 ・地域組織等	利用者と運送者の共助関係において輸送するもの。（有償運送とは認められないもの）	路線バスやタクシー等公共交通機関では十分な輸送が確保できない地域において導入。

※典型的な例をもとに、特徴を整理したものである。それぞれに運行形態等に様々なバリエーションがある。

## 2. 今後の取組みの方向性

- 地域公共交通会議を設置し、持続可能な公共交通の実現に向けて、新たな地域公共交通システムの構築について検討を行う。

### ①新たな地域交通システムの検討（持続可能な公共交通の実現）

- ・ 路線バスの維持については「地方バス路線維持費補助金」における公費負担が増加傾向にあり、本町の東地域、西地域の特性を考慮したドアツードアを含む新たな交通システムを検討

### ②輸送資源の総動員による移動手段の確保の検討

- ・ 本町における現在の輸送資源
  - ・ 路線バス（1事業者）
  - ・ タクシー（1事業者）
  - ・ 公共交通空白地有償運送（2事業者）
  - ・ 福祉有償運送（1事業者）
  - ・ 助け合い交通（無償によるボランティア輸送）
  - ・ スクールバス
  - ・ 企業送迎バス

# 3. 今後のスケジュール

## 第1回 地域公共交通会議(10月29日(木)開催)

【確認事項】 これまでの公共交通に関する取組み経緯、  
住民アンケート調査実施概要について、  
今後の取組みについて

【討議事項】 能勢町における公共交通を取り巻く現状について など

住民アンケート

## 第2回 地域公共交通会議(12月～1月頃開催予定)

【確認事項】 住民アンケート結果、  
能勢町における公共交通を取り巻く現状について

【討議事項】 能勢町の現状、調査結果等を踏まえた公共交通に関わる課題(案)、  
能勢町における公共交通の目指すべき姿の基本的な考え方(案)

## 第3回 地域公共交通会議(3月頃開催予定)

【確認事項】 能勢町における公共交通の目指すべき姿の基本的な考え方(素案)

【討議事項】 新たな交通システムの導入案(案)

令和3年度以降

新たな交通システムの導入に向けた実施計画 検討・策定

新たな交通システムの実証運行

モニタリング・見直し検討

新たな交通システムの本格運行

モニタリング・見直し検討